

第 4 期

余市町障がい者計画・障がい福祉計画

ダイジェスト版

計画期間 平成 27～29 年度

北海道・余市町

はじめに

「第4期余市町障がい者計画・障がい福祉計画」は、平成24年度からスタートしております。「第4次余市町総合計画」に掲げられるまちづくりの指針となる「住み良く安心して暮らせるまちを創る」の実現に向け、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で生活を送ることができる社会を目指し、その施策を推進するための指針と実行計画として策定致しました。

本計画に基づき、今後とも地域に暮らすすべての人が笑顔で住み良く安心して暮らしているまちづくりを目指してまいります。

また、障がい福祉を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、平成15年には行政による措置制度から自らがサービスを選択し事業者と契約する支援費制度へと移行し、平成18年4月には障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう支援する「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成24年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されており、今後におきましても、利用される方に寄り添った、より良い制度への見直しが期待されるところであります。

本計画につきましては、国・北海道をはじめ、関係団体や町民の皆様と連携を図りながら、施策を推進して参りたいと存じますので、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました余市町障がい者計画等懇談会委員はじめ、関係団体の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

このダイジェスト版は、計画の概要を広く皆様にお知らせするために内容を要約して作成したものです。

○ 計画の位置づけ

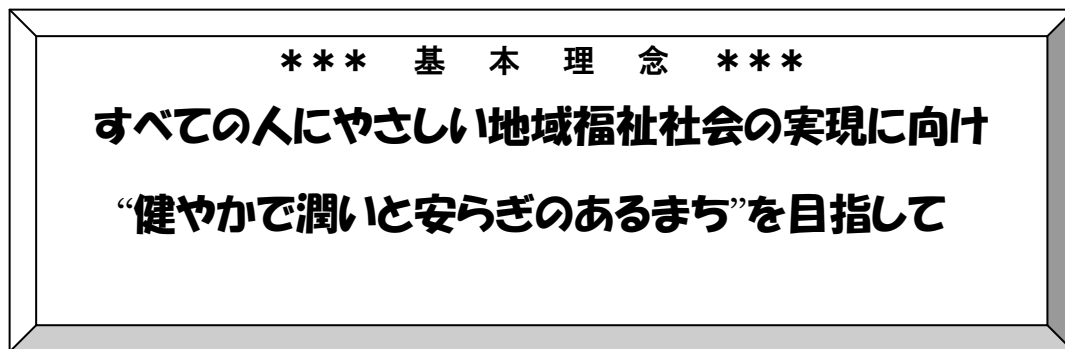
本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障がい者計画」と、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障がい福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

○ 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第3次余市町総合計画 (14年度～23年度)			第4次余市町総合計画(24年度～33年度)								
第2期 余市町障がい者計画 (21年度～23年度)			第3期 余市町障がい者計画 (24年度～26年度)			第4期 余市町障がい者計画 (27年度～29年度)			第5期 余市町障がい者計画 (30年度～32年度)		
第2期 余市町障がい福祉計画 (21年度～23年度)			第3期 余市町障がい福祉計画 (24年度～26年度)			第4期 余市町障がい福祉計画 (27年度～29年度)			第5期 余市町障がい福祉計画 (30年度～32年度)		

○ 計画の基本理念



余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動への支援に努めることを基本としています。

さらに、障がいのある人が主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービスの推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

○ 基本施策

I 理解と交流の促進

障がいのある人が住み慣れた地域のなかで安心して自立した日常生活および社会生活を送るためには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。障がいのある人の社会参加が進む一方、障がいのある人に対する理解が十分とは言えない状況となっており、特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解は進んでいないのが現状です。

障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除き、障がいを理由とする差別の解消について地域の関心と理解を深めるとともに、正しい知識の普及・啓発を引き続き行っていく必要があります。更に、福祉のまちづくりを推進するためには、年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。また、障がいのある人の社会参加やスポーツ活動への参加の機会を広げるうえで、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

Ⅱ 生活環境の整備

障がいのある人のみならず、行動上の制限を受ける人々が、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、鉄道およびバスなどの公共交通機関、その他公共施設がすべての人に利用しやすい施設となるための整備、改善を推進していく必要があります。また、ハード面だけでなく、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用駐車場の利用、歩道の放置自転車など地域住民一人ひとりが協力できることについて啓発していくことも必要です。

さらに、障がいのある人とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安心して暮らしていくためには、住環境の整備が必要です。住宅改修に関する相談や制度について周知を図り、利用を促進するとともに、経済的理由など自宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連携を図りながら対策を図ることも必要です。

また、災害等の緊急時の避難については多くの障がいのある人が不安を抱えています。緊急時の対応で最も重要となってくるのが、日常におけるコミュニケーションです。平常時から地域や関係機関等と情報を共有し、地域における防災ネットワークの組織づくりに加え、近隣の世帯の状況を把握し、日頃からの付き合いを深めることが重要です。

Ⅲ 福祉・保健・医療サービスの充実

住み慣れた居宅において、その家族とともに安心して生活を営んでいくためには、障がいの種類、生活状況に応じた在宅福祉サービスの充実とともに、住み慣れた地域のなかで暮らしていくことのできる施設サービス等の充実も必要です。また、必要なときに必要とするサービスを選択し利用できるよう、情報の提供や適切な相談が受けられる体制の整備が必要です。

また、近年は社会構造の変化にともない、ストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。

障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、様々な障がい特性に応じたリハビリテーションを地域の福祉、保健、医療等の専門機関の連携のもと、継続して提供していく必要があります。適切な医療を受けることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが期待されます。また、医療費等の助成に関する情報の周知に努めます。

Ⅳ 保育・教育の充実

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部

門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、障がいのある児童・生徒の持っている能力や可能性を最大限引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要です。更には、指導等にあたる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに理解し交流を深めることができる教育の充実も求められます。

更に、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むことにつながるとともに、活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

V 就労・雇用の促進

地域での自立生活を営むうえで、社会のなかで役割や職業をもち、経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。障害者総合支援法においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

○ 基本的な考え方(目指す方向)

平成24年6月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援

法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する入所施設の利用者に対する支援に向けた取り組みが更に進められてきています。

また、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活の移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等提供体制を計画的に確保していくものであります。数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な障がい福祉サービス等の提供体制を充実させていきます。

○ 計画推進に向けて

（１）地域生活支援体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすことのできる「自立と共生の地域社会づくり」のため、地域の実情に応じた地域生活支援体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合う地域づくりを進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備を進め、在宅で生活する障がいのある人自身の高齢化や重度化、親亡き後も継続して地域で生活できるための支援体制づくりを推進します。

（２）障がい者の地域生活への移行を促進

これまで入所施設サービスや入院への依存度が高い傾向にあるなか、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のため、グループホーム等の充実を図るなど居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、施設機能を入所支援から地域生活支援への転換を促進します。

また、入院中の精神障がいのある人に対し退院支援等を行うことにより地域生活への移行の促進を図ります。

（３）連携・協働による就労支援の推進

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりはもとより、企業等をはじめとした社会全体による就労支援に対する理解を深めることが重要です。福祉施設における就労支援について、就労移行支援事業を中心に取組みの強化を図るとともに、地域における福祉・労働・教育等

の関係機関が一体となった支援体制の下、様々な分野において、就労機会の充実、企業等との連携・協働による取組みの推進を図ります。

(4) ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、またその家族が、ライフサイクル全体を通じて、一貫した支援をできるだけ身近な地域で受けることが可能となる仕組みが必要であり、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策や教育施策とも連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

(5) 医療的ケアを必要とする在宅障がい児(者)への支援体制の充実

日常的に医療的ケアを必要とする在宅障がい児(者)は、常時介護が必要な状態であり、日中活動への参加が難しく、介護を担う家族の負担も大きくなっており、

このため、日中活動の参加や家族へのレスパイト^{*1}など地域生活を支援する体制の整備を図ります。

***1 レスパイト**：「一時休止」「休憩」という意味。レスパイトケアとして「障がいを持つ方の日常的なケアから一時的に開放」と定義され北米で発達し、欧米で広く行われている地域支援サービスの一つ。

(6) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもについて、身近な地域において、家族を含めた支援を行っていくサービス提供体制の整備の推進を図ります。

(7) 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する計画相談支援等の利用者の増加に向けた更なる体制の構築が不可欠です。

このため、町は、障がいのある人やその家族等に対する相談支援事業の実施主体として、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を進めてきました。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためには、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）による運営活性化のための方策などの検討を進めます。

(8) 障がい者虐待防止、権利擁護の対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待防止センターや関係機関との連携により、障がい者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応のための支援体制の強化を図ります。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関

する法律」の平成28年4月の施行に向けた支援体制の整備を進めます。

(9) 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備など上記の取り組みの推進にあたっては、身近な地域やあらゆる場面において障がい者を支援する観点から、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなどに一体的に福祉サービスを提供し支援する事業をいう。）の活用検討を進めます。

(10) 制度の普及啓発

障害者総合支援法の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解および協力を得ることが不可欠であり、計画の策定を通じて障害者総合支援法の趣旨の普及啓発を図ります。

(11) 災害に備えた地域づくりの推進

障がいのある人が地域で安心して生活するため、平常時から地域や関係機関等と情報を共有しながら、災害による生活環境の変化等に対応し、必要な時に適切な支援が受けられる地域体制づくりを進めます。

(12) 計画の達成状況の点検及び評価

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルを活用して障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、この計画においては、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況等について点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

○ 平成29年度の目標値

障がい福祉計画において必要なサービス量を見込むに当たっては、障がいのある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「就労支援」といった課題に対応するため、北海道の障がい福祉計画策定指針における基本的方針の「考え方」と「目指す方向」に掲げる数値を基本として、次の事項について、それぞれ余市町としての数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数	43人	※平成26年3月末現在の施設入所者数
〔目標値〕 削減見込	2人 (削減率4%)	※減少見込み数
〔目標値〕 地域生活移行者数	5人 (移行率12%)	※施設入所からグループホーム等地域生活への移行予定者数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度の年間 一般就労者数	3人	※平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
〔目標値〕 目標年度 の年間一般就労者数	3人	※平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
目標年度の就労移行 支援の利用者数	21人	※平成29年度において就労移行支援事業所を利用する者の数

○ 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービスの内容

- ① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	76	850	88	1,007	90	1,060	93	1,100	96	1,150	100	1,200

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

- ① 生活介護 ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練) ③ 宿泊型自立訓練 ④ 就労移行支援
⑤ 就労継続支援(A型・B型) ⑥ 療養介護 ⑦ 短期入所

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
生活介護	64	1,294	60	1,295	60	1,295	60	1,320	60	1,320	60	1,320
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	1	22	1	22	1	22
自立訓練 (生活訓練)	0	0	1	23	1	23	1	22	1	22	1	22
宿泊型自立訓練	0	0	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31
就労移行支援	7	107	11	176	10	220	15	330	18	396	21	462
就労継続支援 (A型)	0	0	3	47	3	47	3	66	3	66	3	66
就労継続支援 (B型)	44	808	53	1,025	60	1,200	65	1,430	65	1,430	65	1,430
療養介護(人)		10		11		11		11		11		11
短期入所 (福祉型)	4	49	3	24	4	40	3	30	3	30	3	30
短期入所 (医療型)							2	20	2	20	2	20

※短期入所第3期実績値については、福祉型・医療型の合計値

(3) 居住系サービス

サービスの内容

- ① 共同生活援助(グループホーム) ②施設入所支援

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
※共同生活援助 (人)	45	46	50	52	54	56
施設入所支援 (人)	43	43	40	40	38	36

※平成26年度共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)一元化のため、平成24・25年度は合計値

整備見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助(人)	/		58	58	58	65

※平成29年度末までの整備見込定員数

(4) 相談支援サービス

サービスの内容

- ① 計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援 ④障がい児相談支援

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (人)	0	20	179	185	188	190
地域移行支援 (人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援 (人)	1	1	1	1	1	1
障がい児相談支援 (人)	0	4	28	33	33	33

(5) 障がい児通所支援サービス

サービスの内容

- ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
児童発達支援	21	84	25	81	22	80	30	300	30	300	30	300
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	19	146	18	177	32	280	35	770	35	770	35	770

※平成24年度から児童デイサービス等が児童発達支援、放課後デイサービス等に再編されています。

○ 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

- ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービスの実績と見込量

区 分		第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
理解促進研修 啓 発 事 業	実施 有無				有	有	有	
自 発 的 活 動 支 援 事 業	実施 有無				有	有	有	
相 談 支 援 事 業	障がい者相 談支援事業	実施 箇所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等 支 援 事 業	実施 有無				有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	有				有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有	

⑥ 意思疎通支援事業

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者 設置事業				有	有	有
手話通訳登録員数	12	11	11	11	11	13

⑦ 日常生活用具給付事業

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(件数・年間利用者数) 日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	0	4	4	5	6	7
	自立生活支援用具	9	12	10	15	17	19
	在宅療護等支援用具	0	5	1	5	6	7
	情報・意思疎通 支援用具	4	7	3	5	6	7
	排泄管理支援用具	516	498	572	600	600	600
	居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	0	0	0	1	1	1
	合 計	529	526	590	631	636	641

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]			第4期 [計画値]		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成 研修事業	有	有	有	有	有	有

⑨ 移動支援事業

サービスの実績と見込量

区 分	第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用 者数	延利用 時間数	実利用 者数	延利用 時間数	実利用 者数	延利用 時間数	実利用 者数	延利用 時間数	実利用 者数	延利用 時間数	実利用 者数	延利用 時間数
移動支援事業	28	1,489	34	1,049	40	1,434	40	1,500	40	1,500	40	1,500

⑩ 地域活動支援センター事業

サービスの実績と見込量

事業名		第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
地域活動支援センター事業	基礎的事業	1	12	1	23	1	24	1	26	1	28	1	30
	機能強化事業	1	/	0	/	0	/	1	/	1	/	1	/

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

サービスの実績と見込量

事業名		第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
日中一時支援事業		4	30	4	20	5	19	5	20	5	21	5	22

② 訪問入浴サービス事業

サービスの実績と見込量

事業名		第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
訪問入浴サービス事業		1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1

③ 福祉ホーム事業

サービスの実績と見込量

事業名		第3期 [実績値:26年度は見込値]						第4期 [計画値]					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用者数		利用者数		利用者数		利用者数		利用者数		利用者数	
福祉ホーム事業		1		0		0		1		1		1	

第4期

余市町障がい者計画・障がい福祉計画

ダイジェスト版

発行 余市町
北海道余市郡余市町朝日町26番地
TEL 0135-21-2120

企画・編集 民生部 町民福祉課